

会員規約

第1条(目的)

本規約は、一般社団法人ピックルボール・ウィメンズ・ネットワーク(以下「当団体」)が提供する会員制度について、会員の権利義務および運営ルールを定めることを目的とする。

第2条(会員)

本規約に同意し、当団体所定の手続きを完了した者を会員とする

第3条(入会)

1. 入会は所定の方法により申請し、当団体の承認をもって成立する
2. 以下の場合、入会を拒否できる
 - ① 虚偽申告があった場合
 - ② 過去に規約違反がある場合
 - ③ 反社会的勢力に該当または関係がある場合
 - ④ その他当団体が不適切と判断した場合

第4条(会費)

1. 年会費は2,500円(税込)とする
2. 支払方法および期日は当団体が別途定める
3. 一度納入された会費は理由の如何を問わず返還しない

第5条(会員資格の有効期間)

1. 会員資格の有効期間は、登録から1年間とする
2. 更新は、所定の手続きおよび会費の支払いにより行う

当団体は、会員資格の有効期間満了日の1ヶ月前後を目安に、更新に関する通知を行うものとする

第6条(会員限定サービス)

1. 当団体が提供する以下のサービスは、原則として会員に限り提供する
 - ① 大会への参加
 - ② イベントおよびレッスンへの参加
 - ③ 当団体からの情報発信(大会案内、先行情報、コミュニティ情報等)
2. 当団体は必要に応じ、一部サービスを非会員に提供することがある
3. 会員は会員資格を第三者に貸与、譲渡、共有してはならない

第7条(会員の権利)

会員は以下の権利を有する

1. 当団体主催の大会・イベントへの参加
2. 会員限定サービスの利用
3. 当団体からの情報提供の受領

第 8 条(会員の義務)

会員は以下を遵守する

1. 本規約および各種ルールの遵守
2. 運営・指導者の指示に従うこと
3. 安全配慮義務を負うこと
4. 他の会員への迷惑行為を行わないこと

第 9 条(禁止事項)

会員は以下の行為を行ってはならない

1. 暴力行為・危険行為
2. ハラスメント行為(対面・SNS 含む)
3. 無断営業・勧誘行為
4. 当団体の運営を妨害する行為
5. 虚偽情報の発信
6. 当団体の信用・名誉を毀損する行為
7. 会員限定情報の無断転載・外部共有

第 10 条(大会・イベント規約)

1. 大会・イベントは会員限定とする場合がある
2. 遅刻・ルール違反は失格となる場合がある
3. 審判および運営の判断は最終決定とする
4. 危険行為があった場合、即時退場とする

第 11 条(レッスン・イベント参加)

1. 体調管理は会員自身の責任とする
2. 指導者の指示に従うものとする
3. 安全確保に協力する義務を負う

第 12 条(事故・責任)

1. 活動中の事故・怪我については自己責任とする
2. 当団体は故意または重過失がある場合を除き責任を負わない
3. 当団体は必要に応じて保険加入を推奨または義務付けることができる

第 13 条(肖像権・SNS 利用)

1. 活動中に撮影された写真・動画について、当団体は広報・PR 目的で使用できるものとする
2. 使用に支障がある場合、会員は事前に申し出るものとする

第 14 条(個人情報の取扱い)

当団体は、取得した個人情報を運営目的の範囲内で適切に管理する

第 15 条(反社会的勢力の排除)

1. 会員は、現在および将来にわたり、以下に該当しないことを表明保証する
 - ① 暴力団
 - ② 暴力団員
 - ③ 暴力団準構成員
 - ④ 暴力団関係企業
 - ⑤ 総会屋等
 - ⑥ その他これらに準ずる者
2. 会員は、自らまたは第三者を利用して以下の行為を行ってはならない
 - ① 暴力的要求行為
 - ② 不当要求行為
 - ③ 脅迫・威圧行為
 - ④ 信用毀損・業務妨害行為
3. 本条に違反した場合、当団体は催告なく会員資格を停止または除名できる
4. 当該措置により生じた損害について、当団体は一切責任を負わない

第 16 条(退会)

1. 会員はいつでも退会できる
2. 未払いがある場合は精算するものとする

第 17 条(資格停止・除名)

以下の場合、事前通知なく資格停止または除名できる

1. 規約違反
2. 反社会的勢力との関与
3. 団体の名誉・信用を毀損する行為
4. その他運営上不適切と判断した場合

第 18 条(規約の変更)

本規約は必要に応じて変更でき、変更後は当団体の告知により効力を生じる

第 19 条(準拠法・管轄)

本規約は日本法に準拠し、紛争については当団体所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄とする